

議案第15号

北本市森林環境整備基金の設置、管理及び処分に関する条例 の制定について

北本市森林環境整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を次のように制定する。

令和2年2月25日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市森林環境整備基金の設置、管理及び処分に関する条例

(設置)

第1条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第34条第1項各号に規定する施策（以下「森林環境施策」という。）に要する経費の財源に充当するため、北本市森林環境整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により、保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、森林環境施策に要する経費の財源に充当する場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。